



〒892-0841 鹿兒島市照国町13-42 カトリック鹿兒島司教区 電話099(226)5100 振込口座02030-2-8359 編集発行 教区広報部 1部60円年間千共1100円

道標



### 東日本大震災の被災地を視察して

#### 現地の様子報告と教区での取り組みを考える

教区本部 寝占敦之

「全国の教会が被災沿岸部を支援するプロジェクト」(カトリック中央協議会東日本大震災復興支援室主催)と題して、全国担当者会議及び視察が七月十一日(月)と十二日(火)の日程で仙台教区カテドラルを中心に開催された。



④壊滅的な大槌町の様子



⑤ベースに欲って欲しいというホテル

成井大介神父(神言会)と復興支援担当事務の濱口一則さんから支援の経過と現状報告があった。それによると三月十七日(木)に仙台教区サポートセンター開設(情報収集、ボランティア募集)、三月二十一日(月)塩釜ベース設置(ボランティアの宿泊、元の社会福祉協議会との連絡)、以後、石巻ベース(三月二十四日)、釜石ベース(四月二日)、米川ベース(四月三十日)と順次開設された。またボランティア登録が千人を超え、サポートセンターの能力の限界と各ベースにおける人材不足が分り、全国の教会への協力の要請がなされた報告があった。次に復興支援担当補佐の神田裕神父の司会のもと各教区、男子・女子

修道会による震災への取り組みとその現状が発表された。それによるとさいたま教区では三月十九日(土)サポートセンターを開設しているものの、他の教区においては単独で被災地で活動している司祭、信徒がおりその把握が困難な状況で、各教区における取り組みに対する温度差を感じることだった。担当者会議後は被災地視察があった。六月十三日(月)から開催された司教総会で、鹿兒島教区が属する長崎教区管区は「岩手県を重点的に支援する」との決定があったのを受け、私は岩手グループに同行した。視察は岩手県北部に限られたのだが、七月十一日(月)中に青森県の八戸市に移動し十二日の朝、国道45号線を南下した。最初に立ち寄ったのは長崎教会管区からの司祭派遣が決まっている久慈の教会。そこへ派遣されることになっている伊東成晃神父(福岡教区)も同行していたため、今後、詳しい情報が寄せられるに違いない。久慈を過ぎるといよいよ沿岸部の町々が見えてきた。田老町は車窓から見たが町全体が土台だけ

を残して消滅していたのが見られた。宮古に行くことができた。二人とも数人のボランティアと共に活動しているとのことだった。次に向かった山田町も津波で殆ど消滅、大槌町も壊滅状態だった。ただ大槌町の中心にある役場とコンクリート造のビジネスホテルは残っていたため、そのホテルに寄せてもらった。「寿」という名のこのビジネスホテルのオーナーは信者で、「できるならば今すぐにもここをベースにしてみたい、何もなくなってしまうこの町に光を灯して欲しい」と語った。(写真はそのホテルとその屋上から撮影した大槌の町)。

### カトリック唐湊墓地規約の順守を

#### 墓地委員会からのお願い

カトリック唐湊墓地を管理する教区墓地委員会(寝占敦之委員長)では、墓参者が増えるお盆を機会に墓地使用についての守るべき事項を再認識してもらおうと教区報に「カトリック唐湊墓地 使用規定」と「カトリック唐湊墓地使用規定 細則」を掲載することにしました。

これは唐湊墓地を管理運営するために徴収している墓地管理費(年一回、三千円)の納入者が減っているため、その理由には、墓地

最後の訪問地は釜石だった。建物は一見大丈夫なように見えたが、近づく建物内は瓦礫の山になっており、あらためて災害の悲惨さを確認した。釜石の教会にはベースが設けられており、二人から話を聞くことができた。その中の一人で傾聴ボランティアに携わっている男性は「喫茶風の空間を作り、一緒にお茶を飲みながら被災者が語ることに耳を傾けている。ここでは長く留まり地域と信頼関係を築くことが大切。何と言っても話を聞く人が、長く留まる人がいないのだから」と語ってくれた。

以上のような駆け足での視察を終え、十二日(火)夜に仙台に戻った私は、翌日、五月中旬から塩釜ベースでボランティアのために奉仕している吉野教会の小河原恵美子さんに会うことができた。小河原さんによるとある東京の教会は、軽トラックをレンタルし塩釜ベースに提供してくれているという。何か鹿兒島の教

## ザビエル上陸記念祭

8月15日(月)14時

鹿兒島カテドラル・ザビエル記念聖堂

#### ①平和の鐘を鳴らそう

鹿兒島ユネスコ協会と協力して、終戦記念日でもあるこの日、鹿兒島の地にキリストの平和のメッセージの象徴として鐘を打ち鳴らします。

#### ②被昇天のマリアのミサ

聖ザビエルがいつも心の支えにしていたマリアの取次ぎを願いながら教区発展と世界の平和を祈ります。

#### ③茶話会

ミサ参列後この日の思いを分かち合しましょう。(参加費無料)

会ができそうなことのヒントをもらった気がした。視察を終え、鹿兒島の教会ができることを考えてみた。

- ①長崎教会管区で協力し合いサポートセンターやベースを設置できないか
- ②既存のサポートセンターやベースに人材を継続的に派遣できないか
- ③募金活動は引き続き

なくなっているケースが多いことが上げられる。墓地委員会では「三年間、管理費を納入していない墓地所有者の区画は教区が没収できることも明記されているので、今一度、墓地使用規定と同細則を読んで欲しい」と願っている。【四面に規定と細則を掲載】

### 夏期集中講座 二十二日から

八月二十二日(月)から二十六日(金)まで恒例の「夏期集中講座」が開かれる。今年のテーマは「あなたわたしを誰だのか」。例年通り午前十時から正午

#### 教区人事

▼中野裕明神父(志布志教会主任・同付属幼稚園園長)は、八月一日付で神学生養成者として日本カトリック神学院福岡キャンパス勤務。

#### 学園情報

▼久保直基さん 聖マリア学園「聖母幼稚園」久保直基副園長は、八月一日付で、カトリック大隅学園志布幼稚園園長。

# お祈り下さい！WYD参加者のため

## 教区からスペインへ青年14人を派遣

8月にスペインのマドリッドで開催されるWYD(ワールドユースデー)に鹿兒島教区から14人の青年と郡山司教をはじめとする5人の同伴者が参加する。特にトウイからサンティアゴを目指す徒歩巡礼が組み込まれているAコースに参加する青年10人は、郡山司教たち同伴者とともに百キロの道を5日間歩く。大会の成功と参加者たちの成長のため、大会の日程に合わせて祈りをささげて欲しい。

### 「Aコース日程」

8月7日(日) 日本巡礼団と合流、トウイへ

8月8日(月) 全体会、出発のミサ(トウイ大聖堂)、サンティアゴへの徒歩巡礼出発・レドンドラへ(10km)

8月9日(火) ポンテベドラへ(20km)、ミサ

8月10日(水) ポルタスへ(25km)、ミサ

8月11日(木) パドロンへ(20km)、ミサ(聖ヤコブ教会)

8月12日(金) サンティアゴ・デ・コンポステラへ(25km)、ミサ

### 「A・Bコース共通日程」

8月15日(月) マドリッド到着

8月16日(火) WYD本大会、団結式、大会開会ミサ(シベレス広場)

8月17日(水) 郡山司教によるカテケージスとミサ、ユースフェ

8月18日(木) 幸田司教によるカテケージスとミサ、教皇歓迎式典(シベレス広場)、ユースフェステイバル

8月19日(金) 押川司教によるカテケージスとミサ、大塚司教による「十字架の道行き」の講話、十字架の道行き(シベレス広場)

8月20日(土) 神学生と教皇の集い、教皇と共に夕べの祈り、聖体礼拝 ※野宿

8月21日(日) 派遣ミサ(教皇司式)

8月22日(月) 日本巡礼団振り返りの日

8月23日(火) 日本巡礼団解散、鹿兒島からの巡礼団はパンプロナ、マドリッド巡礼へ

### 俳句

出水市 沖 弘子  
七夕やマリアに託す願ひ事  
純心学園 山頭 信子  
栗の花モップで掃きだめするシスター

### 文芸

純心学園 川上 和  
夕日着る富士の裾野の空の旅  
愛光園 春山マリ子  
友だちがみんな立ち去り夏の雲  
鹿兒島市 徳永ノブ子  
梅雨明けでミサえと吉野路すがし朝  
霧島市 政 ノブ子  
笹竹に吊す短冊祈り込め

### 短歌

純心学園 川上 和  
葉月来るザビエル祭の祇園之洲  
ザビエル蒔きし種を育てむ  
奄美市 林 常広  
夫婦って面白いねと昼寝時家事

### 文芸

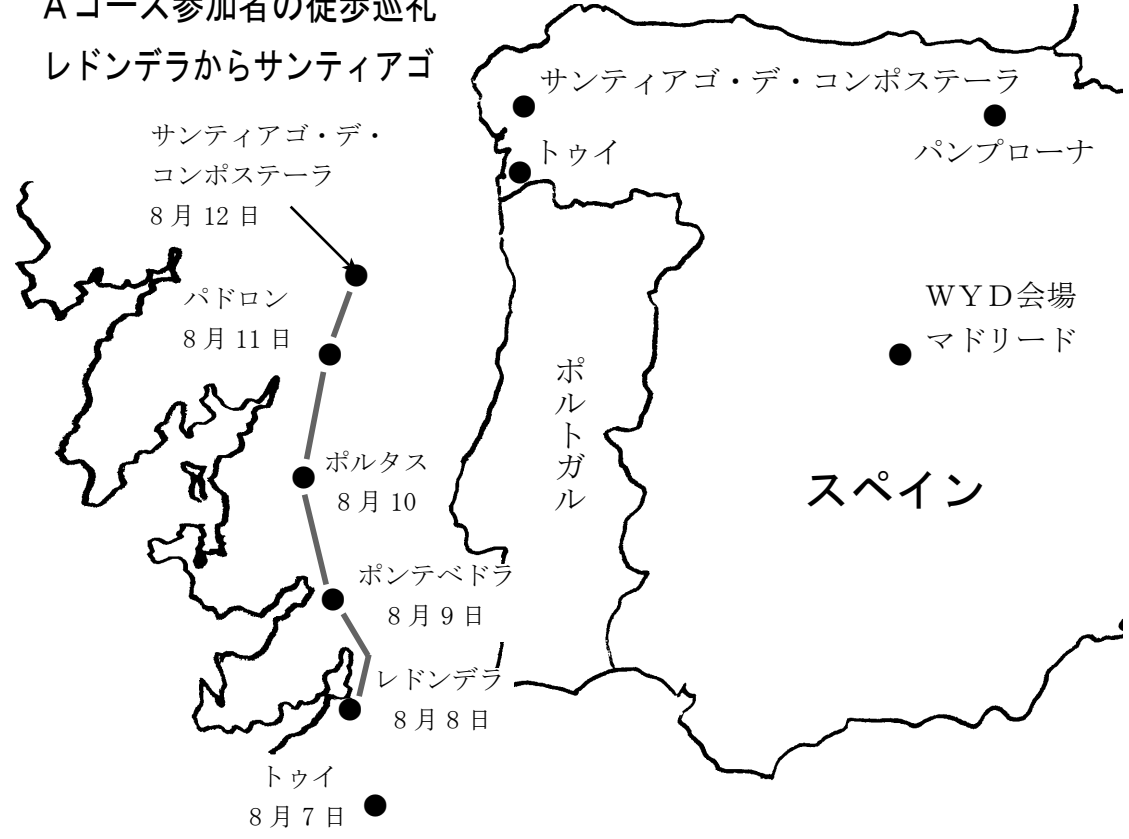
はあなたと妻の夢見る  
奄美市 林 明子  
弱さゆえわらえなくてもだきしめる子どもの笑顔夫の笑顔  
鴨池教会 前田 儀子  
もの云はぬ人形のドラマ描くわれを窓の空より半月のぞく  
愛光園 春山マリ子  
大好きなパパはどこへ消えたかな別れて遠い昔を思う

### 詩

雨の音  
みはら せい

雨が小降りになるのを待って  
ポストに向かったら  
いきなり  
イエス、マリア、ヨゼフと  
傘を叩く雨の音に  
イエス、マリア、ヨゼフ  
イエス、マリア、ヨゼフと  
リズムを合わせて歩いた

## Aコース参加者の徒歩巡礼 レドンドラからサンティアゴ



### +KABAYAN SEKSIYON+ "KASAYSAYAN NG MGA KREDO"

Ipagpapatuloy natin ang pag-aaral ng kasaysayan ng ating pananampalataya na kung saan titingnan natin ang magiging bunga sa ating buhay pananampalataya. Ito ang ikalawang bahagi:

**B. Mga Kredong Liturhikal at Kateketikal-**  
Mula sa naunang pangangaral ng Mabuting Balita ng muling pagkabuhay ni Kristo ay umunlad ang **pansambang pagbubunyi** ng mga sinaunang sambayanang Kristiyano: "Mayroong iisang Panginoon, iisang pananampalataya, iisang binyag, iisang Diyos at Ama ng lahat, na higit sa lahat, kumikilos sa lahat at nasa lahat". Habang ang mga sinaunang Simbahang pamayanan ay nabuo, gayundin ang mga kredo. Sapagkat kinailangan ang mga ito sa **pagtuturong kateketikal** upang ihanda ang mga nagbagong-loob para sa binyag. Madaling nagkaroon ng pirmihang anyo ang mga Kredong ito tulad ng hayagang binanggit ni San Pablo: "Ipinaaalala ko sa inyo, mga kapatid ang Mabuting Balita na ipinangaral ko sa inyo. Iyan ang ebanghelyo na inyong tinanggap at naging saligan ng inyong pananampalataya. Sa pamamagitan nito'y nailigtas kayo, kung matatag kayong nananangang sa salitang ipinangaral ko sa inyo-liban na nga lamang kung kayo'y sumampalataya na di iniisip ang inyong sinampalatayan. Sapagkat ibinigay ko sa inyo itong pinakamahalagang aral na tinanggap ko rin: si Kristo'y namatay dahil sa ating mga kasalanan, bilang katuparan ng nasasaad sa Kasulatan; inilibing siya at muling nabuhay sa ikatlong araw, ayon din sa Kasulatan, at siya'y napakita kay Pedro, saka sa labindawa" (1 Co 15:1-5).

Ang mga sinaunang Kredo ay mga pagpapahayag ng pananampalataya na ginamit sa mga Pagbibinyag na nagsalaysay ng **mapangligtas na mga pangyayari na nagpatatag sa pananampalataya ng mga pamayanang Kristiyano**. May tatlong mahahalagang pangyayari ang nangingibaw sa Kristiyanong salaysay: Ang **mapanglikhang** pagkilos ng Diyos, ang Kanyang **mapangligtas** na pagkilos kay Jesu-Kristo, at ang Kanyang **mapagpabanal** na presensiya sa lahat sa pamamagitan ng Espiritu Santo. Mula sa mga sangkap na ito ng salaysay umunlad ang **Santatuhang balangkas ng ating di-lumilipas na mga Kredo**. Una ay ang Ama bilang Tagapaglikha, sumunod ang **Anak**, na naging tao, namatay at muling nabuhay mula sa kamatayan para sa ating kaligtasan, at ikatlo, ang **Espiritu Santo** na pinag-iisa tayo sa Simbahan ni Kristo. Ngunit ang Santatlo ay nakikita sa pamamagitan ng **pagtutuong nakasentro kay Kristo**, sapagkat sa pamamagitan ni Kristo, kasama Niya at sa Kanya natin natututuhan at nararanasan ang Ama at ang Espiritu Santo.

## スーさんの「やさしい言葉」② 世の光



イエスさまは「わたしは世の光である」(ヨハネ8・12)とおっしゃいました。何となく分かったような気がなるこの言葉ですが、今回はこの「光」という言葉に着目してイエスさまが語られたことを考えてみましょう。

さて、通常、私たちは何が見えるとき、見る自分(主体)と見えるもの(客体)があるからその何かが見える、と考えます。しかし、これは正しくありません。実は、何が見えるときには必ず見える光があるのです。言い換えれば、光が私たちに何かを見せてくれている、と言えるのです。このことを考えるにあたり、真つ暗な中では何も見えない、ということイメージできればよく分かって頂けると思っています。こうしたことを踏まえて冒頭のイエスさまの言葉をもう一度考えてみましょう。

日々の生活の中で私たちに何をしてもらったらよいのか分からなくなる場合があります。また、キリスト者ゆえに信仰の闇に覆われることもあるでしょう。しかし、そのようなときにも光であるイエスさまは太陽のように私たちに照らして下さっているのです。もし私たちが目を瞑っていたら、光を感じることはできません。また、もし私たちの心が扉で閉ざされていたとすれば、自分自身に閉じこもってしまうのなら、イエスさまの光は私たちに届きません。実のところ、光の中を歩むのも光から身を避けるのも私たち次第なのです。

困難な中であって自分は目を瞑っていないか、私たちに導いて下さる光であるイエスさまに心が向けられているか、こうしたことを問うてこそ私たちが福音を語る事ができるのではないのでしょうか。イエスさまは真に「世の光」なのです。私たちの歩みをいつも照らして下さっているのです。そして、その光は私たちに、最もよい道に導いて下さるのです。

# 園児の笑顔でいっぱい!

## 鹿屋カトリック幼稚園が創立五十年を祝う

七月十三日(水) 学校法人カトリック大隅学園「鹿屋カトリック幼稚園」(田島信三園長)では、幼稚園創立五十周年の記念式典を



七月十三日(水) 学校法人カトリック大隅学園「鹿屋カトリック幼稚園」(田島信三園長)では、幼稚園創立五十周年の記念式典を

鹿屋の地にカトリック幼稚園が産声を上げたのは、一九六二年(昭和三十一年)三月のこと。これは一九五八年から種

### 新しい施設お披露目 愛の聖母園

児童養護施設の社会福祉法人善き牧者会「愛の聖母園」(小牟田久美子園長)では、七月十二日(火)施設見学会を開いた。



心理室等のある多目的棟

母体である鹿屋教区を代表して郡山司教が挨拶に立ち、「ここで子どもたちに愛されているという実感を与えてあげたい」と子どもたちに対するこの施設の想いを紹介した。

して鹿屋カトリック幼稚園は、教会の誕生とほぼ時を同じくして産声を上げた。記録によると「聖堂を園舎にあてたが手狭だったため大急ぎで園舎の建設に乗り出し、六月に完成。四十人の園児を収容した」となっている。

### 司教執務室便り

#### 若者たちと巡礼道

八月といえば、六日と九日、広島と長崎への原爆投下に続く十五日の終戦。敗戦と呼ぶ人もいるが、いざれにしても日本が自由になった日。お隣韓国では長い植民地時代終結による独立が実現した日。そして、特にカトリック信者にとっては、忘れてはならない聖母被昇天とザビエル様鹿屋島上陸の記念日。平和の月だ。

ともあれ、記念することは多いが、今年ももう一つある。マドリッドで開催されるワールドユースデー。約二百万人もの若者が集う。日本からの参加者は四百人近くに上る。本大会は十六日と二十一日だが、それまでは小教区で過ごすことになっている。日本の場合は、それに代わる巡礼をする。使徒聖ヤコブのお墓があるサンチャゴ・デ・コンポステーラを目指すあの巡礼だが、ピレネー山を越えるフランスの道ではなく、南から北上するポルトガルの道。全行程約百キロを約百五十人の若者と五日間かけて歩く。鹿屋島からは本大会だけの参加者四人を除いた若者十人と同伴者四人が挑戦する。

ちが「鹿屋カトリック幼稚園歌」を歌い、神さまにお礼の祈りをささげ、そして父母の会から園児たちに新しい遊具が贈呈されるという具合だった。まさに同幼稚園初の司祭以外の園長に就任した田島信三さんならではの発想によるものだった。

▼あっちこっちミサ  
全国に広がる青年たちが同じ日、同じ時刻にミサをささげて絆を感じ合おうという「あっちこっちミサ」が六月二十六日(日)にささげられた。この日、鹿屋島ではザビエル教会に十人ほどの若者が集い、石田望、泉浩二の両青年担当司祭の司式のミサで全国の青年と心をつなげた。

に、キリストの受難と復活の神秘を祝う巡礼という位置づけになっている。それは、毎年受難の主日が世界青年の日と定められていることから領ける。十二回目となる今回のテーマは「キリストに根ざして生きる」。そうでない現実が、日本を含め、特に西側諸国では顕著に見られる。そんな中で、未来の希望である若者たちに何か本物の信仰と出合ってもらいたいという祈りが込められている。主催者であるバチカンからはカテケジスのための資料も届けられた。その中でベネディクト十六世は、神を排除しようとする今日の文化を「神の欠落」と評し、「それは一種の記憶喪失」だと説かれた。かつては記憶にあつたものが今は失われた状態にあるとすれば、何とか記憶を呼び覚ますことができているのではないか、という期待感が込められている。



この巡礼を通して、若者たちが命の源である神と出合い、毎日を支えてくださっているのも父なる神ご自身だという体験ができるなら、忘れていた父への回帰が実現するに違いない。こうして、御父から送られたイエスとの出合いも深まり、新たな人生が始まる。そんな教皇の期待は教会みんなの祈りだ。同じ祈りのうちに、若者たちと巡礼の道を歩いてきたい。

### 8月の会と催し

- 3日(水) ルーシン神父命日(一九九四年)
- 4日(木) レヒナ神父叙階記念日(一九六〇年)
- 5日(金) WYD始まる(29日)
- 6日(土) 主の変容
- 7日(日) ▼カトリック平和旬間始まる(15日まで) 年間第十九主日
- 8日(月) ▼小平卓保神父命日(二〇〇五年)
- 10日(水) 田原章神父霊名(聖ドミニコ)
- 14日(日) 聖ラウレンチオ助祭殉教者 年間第二十二主日
- 15日(月) 聖母の被昇天 ▼ザビエル上陸記念祭・カテドラル・14時 年間第二十一主日
- 21日(日) 年間第二十一主日
- 22日(月) 夏期講座・ザビエル教会ホール・26日
- 24日(水) 聖バルトロマイ使徒 年間第二十二主日
- 28日(日) ▼ペルリーニ神父命日(二〇〇八年)

### 9月11日・テーマ「福音宣教」 教区の日をみんな

9月11日(日)ザビエル教会で開催される今回の教区フェスタでは「教区の日 特別講演」と題し、韓国の教会を牽引しているノルベルト・車神父(仁川教区・未来司牧センター)のお話をお聞きすることになりました。概要は次の通りです。

- ① 10時30分～11時40分 オリエンテーションと講演
- ② 13時～15時40分 午後の講演
- ③ 16時 司教ミサ

※詳細は後日、参加申込用紙とともに主任司祭宛送付。

### 集いと研修

- マリア山荘霊性センター黙想会 ①8月13日(土)16時～14日(日)15時 「聖母マリアの信仰」 寝占敦之神父(教区本部) ②8月27日(土)16時～28日(日)15時 「典礼と霊性」 J・サンタマリア神父(国分教会) ※(日)月ともに部分参加、日帰り可能。申込・問合せはマリア山荘まで (TEL 0995-58-2994 / 0995-58-4320)
- ホリスティック・スピリチュアルケア講座「ホリスティック聖書講座」創世記IV「誤解を祝福に変える」 8月23日(火)18時30分～20時30分 ザビエル教会集会室 500円 \*聖書持参のこと。TEL 090-5739-4650(松崎)
- 宣教学校勉強会 8月6日(土)13時30分～16時(毎月第1土曜日に実施) テキストを読み、分かち合い 教区本部2F会議室 ※どなたでも出席可

# カトリック唐湊墓地

## 使用規定

### (制定の目的)

第一条 この規定は、宗  
教法人カトリック鹿児島  
教区が所有し、管理するカ  
トリック唐湊墓地の使用に  
関しての明確な基準を定め  
ることを目的とする。

### (使用の承認)

第二条 墓地を使用しよ  
うとする者は、まず所属小  
教区の主任司祭に申し出  
て、当該小教区の墓地委員  
を通して教区事務所へ墓地  
使用権申請書を提出し、墓  
地管理者(職務代理者は墓  
地担当司祭)の承認を得な  
ければならない。

2 墓地を使用しようとする者は、この規定および細則等に従い、誠実に使用する旨を所定の誓約書に自署押印しなければならない。

### (使用の目的)

第三条 墓地は、遺骨・  
遺品・その他これに類する  
ものを安置する目的以外  
には使用することはできな  
い。

### (使用者の資格)

第四条 墓地は、カト  
リック鹿児島教区に所属  
する信者、および墓地管理  
者が特別に認められた者に対  
して、その使用を承認する。

### (墓地使用の継承)

第五条 墓地使用の継承  
については、その事由が発  
生した場合、継承人は所属  
する小教区の墓地委員を通  
して、教区事務所に備え付  
けの継承使用誓約書に自署  
押印し、継承手続きをする。  
但し、継承人がいない場合  
には墓地委員会で継承につ  
いて協議する。

### (使用区画の原則)

第六条 墓地の使用は原  
則として一区画とする。但  
し、墓地管理者は墓地委員  
会で協議のうえ、一区画以  
上の使用を認めることができ  
る。

### (使用権利等)

第七条 墓地を  
使用しようとする  
者は、使用権利金  
および墓地管理費  
を納入しなければ  
ならない。

2 前項の規定  
による既納の権利  
金および墓地管理  
費は返還しない。  
3 使用権利金  
および墓地管理費  
については、細則  
を定める。

4 所定の使用  
権利金を納入した  
者に、墓地管理



者は「カトリック唐湊墓地  
使用権利証」を発行する。

### (法式等の制約)

第八条 墓地における祭  
儀法式は、カトリック教会  
が定める法式に従い行うも  
のとする。

### (墓地使用権の放棄)

第九条 墓地の使用権を  
放棄したい時は、墓地管理  
者に申し出て、所定の放棄  
届書に自署押印し、無条件  
で返還するものとする。  
(使用承認の取り消し)

## カトリック唐湊墓地

### 使用規定施行細則

#### (趣旨)

第一条 カトリック唐湊  
墓地使用規定(以下「規定」  
という)第二条および第七  
条の規定に基づき、使用手  
続き等に関する事項および  
使用権利金、墓地管理費の  
額については、この細則の  
定めるところによる。また、  
規定の施行に必要な事項も  
細則に定める。

#### (使用承認手続き)

第二条 規定第二条によ  
り墓地の使用を願ひ出る者  
は、所定の墓地使用権申請  
書(第一号様式)および誓  
約書(第二号様式)を教区  
事務所に提出しなければな  
らない。

2 墓地管理者は、その  
使用を承認する場合には、  
カトリック唐湊墓地使用権  
利証(第三号様式)を交付  
する。

3 前項の墓地管理費  
は、三年分まで前納するこ  
とができる。

4 前項の墓地管理費  
は、三年分まで前納するこ  
とができる。

5 前項の墓地管理費  
は、三年分まで前納するこ  
とができる。

6 前項の墓地管理費  
は、三年分まで前納するこ  
とができる。

7 前項の墓地管理費  
は、三年分まで前納するこ  
とができる。

第十条 墓地の使用を承  
認された者、またはその継  
承人が正当な事由なく本規  
定および細則等に違反した  
場合には、墓地管理者は、  
その使用の承認を取り消す  
ことができる。

11 譲渡・転売・転貸の禁止  
は、その使用権を第三者に  
譲渡・転売・転貸してはな  
らない。

12 墓地の管理者  
は、その職務は司教が任命  
した墓地担当司祭が代理す  
る。

13 墓地管理者  
は、教区事務所に墓地管理  
の管理状況の報告がなさ

14 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

15 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

16 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

17 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

18 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

19 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

20 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

21 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

22 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

23 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

24 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

25 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

26 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

27 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

28 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

29 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

30 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

31 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

32 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

33 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

34 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

35 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

台帳を常備し、整理保存す  
る。また、受理した埋葬許  
可証等の書類も所定の期間  
(五年間)保存しなければ  
ならない。

14 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

15 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

16 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

17 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

18 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

19 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

20 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

21 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

22 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

23 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

24 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

25 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

26 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

27 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

28 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

29 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

30 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

31 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

32 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

33 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

34 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

35 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

36 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

37 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

38 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

れ、また必要な場合には規  
定の見直し、改正などに  
ついて審議し、墓地管理者に  
答申する。

15 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

16 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

17 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

18 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

19 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

20 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

21 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

22 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

23 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

24 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

25 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

26 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

27 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

28 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

29 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

30 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

31 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

32 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

33 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

34 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

35 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

36 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

37 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

38 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

所定の納骨届(第六号様式)  
を墓地管理者に提出する。

2 焼骨の分骨を納骨す  
る場合には、その焼骨の埋  
蔵または収蔵の事実を証明  
する書類(地方自治体発行  
の死体埋(火)葬許可証ほ  
か)と納骨届(前項)を墓  
地管理者に提出する。

15 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

16 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

17 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

18 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

19 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

20 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

21 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

22 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

23 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

24 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

25 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

26 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

27 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

28 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

29 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

30 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

31 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

32 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

33 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

34 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

35 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

36 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

37 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

38 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

39 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

40 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

41 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

42 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

43 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

44 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

45 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

46 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

47 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

48 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

49 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

50 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

51 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

52 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

53 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

54 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

55 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

56 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

57 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

58 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

59 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

60 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

61 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

62 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

63 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

64 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

65 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

66 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

67 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

68 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

69 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

70 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

71 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

72 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

73 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

74 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

75 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

76 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

77 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

78 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

79 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

80 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

81 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

82 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

83 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

84 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

85 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

86 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

87 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

88 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

89 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

90 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

91 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

92 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

93 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

94 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

95 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

96 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

97 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

98 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ

99 墓地委員会は原則と  
して年一回開催され、墓地  
の管理状況の報告がなさ